

## 平成27年度 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額基準額表

### 1. 2号・3号認定に係る利用者負担額

#### (1) 普通保育に係る利用者負担額基準額表

階層	区分	利用者負担額（月額）					
		3号認定		2号認定			
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による非保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き市区町村民税非課税世帯	9,000	9,000	6,000	6,000	5,400	5,400
C	市区町村民税が均等割額のみの世帯	18,000	17,820	15,000	14,820	13,600	13,460
D <sub>1</sub>	市区町村民税所得割額 48,600 円未満の世帯	19,500	19,300	16,500	16,300	14,850	14,700
D <sub>2</sub>	市区町村民税所得割額 60,700 円未満の世帯	22,120	21,830	19,120	18,840	17,210	16,960
D <sub>3</sub>	市区町村民税所得割額 72,800 円未満の世帯	24,750	24,420	21,750	21,430	19,570	19,280
D <sub>4</sub>	市区町村民税所得割額 84,900 円未満の世帯	27,370	27,010	24,370	24,010	21,930	21,610
D <sub>5</sub>	市区町村民税所得割額 97,000 円未満の世帯	30,000	29,600	27,000	26,600	24,300	23,940
D <sub>6</sub>	市区町村民税所得割額 115,000 円未満の世帯	33,620	33,180	30,620	30,210	27,580	27,210
D <sub>7</sub>	市区町村民税所得割額 133,000 円未満の世帯	37,250	36,750	34,250	33,790	30,820	30,400
D <sub>8</sub>	市区町村民税所得割額 151,000 円未満の世帯	40,870	40,320	37,870	37,360	34,080	33,620
D <sub>9</sub>	市区町村民税所得割額 169,000 円未満の世帯	44,500	43,900	41,500	40,940	37,350	36,850
D <sub>10</sub>	市区町村民税所得割額 301,000 円未満の世帯	61,000	60,100	45,550	42,850	39,330	37,750
D <sub>11</sub>	市区町村民税所得割額 397,000 円未満の世帯	80,000	78,800	45,550	44,840	39,330	38,720
D <sub>12</sub>	市区町村民税所得割額 397,000 円以上の世帯	104,000	102,400	59,750	58,830	51,590	50,800

(備考)

- 利用者負担額は給付単価を限度とする。
- 市区町村民税は、調整控除を除き税額控除は考慮しない。
- 8月分までの利用者負担額は前年度の市町村民税、9月分以降は当年度の市町村民税により算定する。
- 施行日以前からの継続利用者については、階層区分の認定について経過措置を講じる。

### 【母子・父子世帯等の負担軽減】

母子（父子）世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯、その他の世帯（要保護世帯及び困窮世帯と市長が認めた世帯）でB・C・D1階層に区分される世帯は、次表のとおり保育料が軽減されます。

階層	利用者負担額（月額）					
	3号認定		2号認定			
	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
B階層	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
C階層	14,800	14,650	12,400	12,250	11,200	11,080
D1階層	18,500	18,300	15,500	15,300	14,000	13,860

### 【同一世帯における同時入所の負担軽減】

同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合は、次表のとおり2人目以降の児童に対する保育料が軽減されます。

対象児童	利用者負担額（月額）
ア 最も年齢の高い児童（1人のみ）	上記基準額
イ アの児童の次に年齢の高い児童（1人のみ）	上記基準額の半額
ウ ア・イ以外の児童	無料

### （2）延長保育

区分	利用者負担額（子ども1人につき）	
	月額	日額（18：15～19：15）
保育短時間認定	保育標準時間認定と保育短時間認定の差額	200円
保育標準時間認定	—	200円

（備考）

- 1 日額の合計が、1月3,000円を超える場合においては、その超過する額は徴収しない。
- 2 保育短時間認定に該当する子どもが、普通保育の開所時間内のうち8時間のコアタイム以外の時間の延長保育を利用する日が1月につき1日以上ある場合には、当該月は月額を徴収するものとする。

### （3）休日保育

子ども1人につき	1日1,500円
----------	----------

### （4）一時保育

3歳未満児	子ども1人につき1日1,800円
3歳以上児	子ども1人につき1日1,500円

## 2. 1号認定に係る利用者負担額基準額表

階層	区分	利用者負担額（月額） 教育標準時間
①	生活保護法による非保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0
②	①階層を除き市区町村民税非課税世帯又は市区町村民税が均等割額のみの世帯	3,000
③	市区町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯	16,100
④	市区町村民税所得割額 211,201 円未満の世帯	20,500
⑤	市区町村民税の所得割額が上記以外の世帯	25,700

（備考）

- 利用者負担額は給付単価を限度とする。
- 市区町村民税は、調整控除を除き税額控除は考慮しない。
- 8月分までの利用者負担額は前年度の市町村民税、9月分以降は当年度の市町村民税により算定する。

### 【母子・父子世帯等の負担軽減】

母子（父子）世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯、その他の世帯（要保護世帯及び困窮世帯と市長が認めた世帯）で②・③階層に区分される世帯は、次表のとおり保育料が軽減されます。

階層	利用者負担額（月額）
②	円 0
③	15,100

### 【同一世帯における同時入所の負担軽減】

同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合は、次表のとおり2人目以降の児童に対する保育料が軽減されます。

対象児童	利用者負担額（月額）		
	同一世帯に小学校1年生から3年生までの児童がいない場合	同一世帯に小学校1年生から3年生までの児童がいる場合	
		1人	2人以上
ア 最も年齢の高い児童（1人のみ）	上記基準額	上記基準額の半額	無料
イ アの児童の次に年齢の高い児童（1人のみ）	上記基準額の半額	無料	無料
ウ ア・イ以外の児童	無料	無料	無料